

4.

労働条件が変わるとき

Q

どうなる?こんなトラブル!

契約の更新のときに、『次回の契約から時給を上げる!』と言われました。拒否したらもう働けませんか?

A

これがルール!

新しく契約を締結するときに、新しい労働条件を改めて決めることは原則として許されますが、実質的に継続更新することが期待されている契約について、合理的な理由なしに一方的に不利益な変更をすることはできないとする裁判例もあります。

基本は合意で

労働契約でいったん決められた労働条件は、雇い主だからといって、一方的に変更することはできません。労働契約が続く間は、雇い主も、働く人も、最初に定めた条件に従って契約を履行する義務があります。

ただし、相手に労働契約で決められた条件を変えてくれるよう申し入れて、相手がこれを受け入れたならば変更できます。

しかし、相手が契約の変更に応じなかったからといって、不利益を与えることはできません。労働者からの労働条件の変更の申入れを雇い主が聞き入れてくれなかったからといって、労働者が契約に違反したり、一方的に辞めたりできるわけではないのとまったく同じように、雇い主も、変更の申入れを労働者が受け入れてくれなかったからといって、懲戒処分したり、解雇したりできるわけではないのです。

合意がなくても労働条件が変わる例外的な場合

正社員、パート・アルバイトなどの採用区分に関係なく、10人以上の労働者を常に雇用している事業場では、「就業規則」を作成し、常時見ることができるようしておくことが義務付けられています。就業規則とは、会社が労働条件や職場の規律などについて統一的に定めたルールブックで、次の事項を決めておかなければなりません。

- ① 始業・終業の時刻、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務をさせる場合の就業時転換に関する事項
- ② 賃金の決定・計算・支払方法・締切り・支払時期・昇給に関する事項
- ③ 解雇の事由を含む退職についての事項
- ④ 退職手当、臨時の賃金、最低賃金、食費・作業用品などの費用負担、安全衛生、職業訓練、災害補償や業務外傷病の扶助、表彰と制裁、労働者全員に適用される事項があればその事項

就業規則の中に、労働契約の労働条件より有利なものが定められているときは、就業規則の基準が適用されます。逆に、労働契約で決められている有利な労働条件を、就業規則で引き下げることはできません。

パートやアルバイトには、正社員を対象とした就業規則の全部、あるいはその一部を適用しないと定めている会社も多いのですが、就業規則がパートやアルバイトにも適用される場合や、別途、パートやアルバイトを対象に就業規則が定められている場合は、労働契約よりも有利な基準があれば、それに従った扱いを求めることができます。

また、労働組合と会社が、組合員の労働条件について取り決めた「労働協約」がある場合、原則として組合員には、労働契約に優先して労働協約で決められた基準が適用されます。

契約の更新時の注意点

原則として、労働契約を一方的に変更することはできませんが、現在の契約の期間が満了した後で新しく契約を結ぶときは、新しい条件を改めて決めることができます。

このために、新しく提示された条件について合意できないと、契約が結ばれず、結果として雇用が終了することになります。

また、実際に何回も契約を更新して、次の契約も当然結ばれると期待できる状況の中で働いてきたのに、突然前より不利な労働条件を提示されたために雇用を失うことは、実質的には解雇であると評価できることもあります。

採用の時や以前の更新の時に会社から受けた説明の内容、更新の状況、同僚に対する扱い、会社が労働条件を変更しなければならない理由などを総合的に判断していくことになります。